

# 山梨県公報

第二千六百号

平成二十三年

一月二十七日

木曜日

## 目次

廃川敷地等……………二九  
 建築基準法に基づく道路位置指定……………二九  
 公 告  
 開発行為に関する工事の完了について……………二九  
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二九  
 公安委員会  
 山梨県警察免許関係事務及び講習業務の委託に係る資格認定に関する規則……………三〇

## 告 示

**山梨県告示第二十一号**  
 次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図書を山梨県富士整備部治水課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十三年一月二十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 河川の名称 富士川水系 一色川
  - 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十三年一月二十七日
  - 三 廃川敷地等の位置 山梨県南巨摩郡身延町一色字清水下から上日向地内
  - 四 廃川敷地等の種類及び数量 千三百五・九十平方メートル

### 山梨県告示第二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十三年一月二十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 指定の年月日 平成二十三年一月二十七日
  - 二 指定道路の位置 南都留郡忍野村忍草字土手下千番二百十五
  - 三 指定道路の幅員 四・五メートル
  - 四 指定道路の延長 三十四・九七メートル

## 公 告

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成二十三年一月二十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 中巨摩郡昭和町上河東字横田五四三の七五、五四三の七六の一部、五四三の八六、五四三の一一三、五四三の一二四、五四三の一二五、五四三の一二六、五四三の一二七、五四三の一二八、五四三の一二九並びに河西字鶴住一一五の二三、一一五の四一の一部、一一五の五一の一部、一一五の六一の一部、一一五の七一、一一五の七二の一部、一一五の七三の一部、一一五の七四の一部、一一五の七五の一部、一一五の七六の一部、一一五の七七の区域
  - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二 昭和町長 角野 幹男

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成二十三年一月二十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 中央市西花輪字西河原三三四の一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

二四二一の七、二四二一の八、二四二一の九、二四二一の一〇及び二四二一の一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市篠原二千八百四十五番地四 有限会社 竜王土地 代表取締役 藤本 文雄

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察免許関係事務及び講習業務の委託に係る資格認定に関する規則を次のように定める。

平成二十三年一月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

山梨県警察免許関係事務及び講習業務の委託に係る資格認定に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条第一項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二の規定による免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める法人並びに道路交通法第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則第三十八条の三の規定による講習（以下「講習業務」という。）を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものの資格認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（資格認定の手續）

第二条 公安委員会は、免許関係事務及び講習業務の委託に係る資格認定を受けようとする者から、資格認定申請書（第一号様式）に誓約書（第二号様式）及び別表に掲げる書類を添付して、交通部交通企画課長又は交通部運転免許課長（以下「交通企画課

長等」という。）を経由して提出させるものとする。

2 公安委員会は、資格認定申請書を受理したときは別に定める資格認定基準（以下単に「資格認定基準」という。）に基づいて審査し、認定する場合は資格認定通知書（第三号様式）を、認定しない場合は資格認定結果通知書（第四号様式）を交付するものとする。

3 資格認定通知書の有効期限は通知をした日の翌年度の末日までとする。  
（講習指導員等の資格認定）

第三条 講習業務の委託に係る資格認定を受ける者は、当該講習に従事する者（以下「講習指導員等」という。）のうち資格認定基準に定める講習指導員等の資格要件の審査を受ける必要があるものについて、講習指導員等資格認定申請書（第五号様式）に資格要件を満たすことを証する書類を添付して、交通企画課長等を経由して公安委員会に申請するものとする。ただし、講習指導員等の資格認定に関して他に定めのあるものを除くものとする。

2 公安委員会は、講習指導員等資格認定申請書を受理したときは資格要件について審査し、認定する場合は講習指導員等資格認定通知書（第六号様式）を当該認定した者に交付するものとする。

3 講習指導員等資格認定通知書の有効期限は、講習指導員等として従事しなくなるまでとする。

（申請事項の変更及び資格認定の取消し）

第四条 公安委員会は、資格認定通知書の交付を受けた者について、次に掲げる事項に変更があったときは、誓約書を添付した申請事項変更届（第七号様式）を正副二通作成させ、速やかに交通企画課長等を経由して届け出させるものとする。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

三 代表者の氏名

四 役員の名

2 公安委員会は、申請事項変更届について審査を行い、資格認定基準を満たす場合は、その旨を通知するものとする。この場合において、副本に資格認定基準を満たす旨を記載して、当該副本の返送をもって通知に代えるものとする。

3 公安委員会は、資格認定通知書の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、資格認定取消通知書（第八号様式）の交付をもって資格認定を取り消すものとする。

一 資格認定基準に適合しなくなったとき。

二 偽りその他不正の手段により資格認定通知書の交付を受けたとき。

三 免許関係事務及び講習業務の遂行に当たり、不適正な事案があったとき。  
(講習指導員等の資格認定の取消し)

**第五条** 公安委員会は、講習指導員等資格認定通知書の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、講習指導員等資格認定取消通知書(第九号様式)を交付するものとする。この場合において、講習指導員等資格認定通知書は、当該認定した者に返納させるものとする。

一 講習指導員等の資格要件を欠くこととなったとき。

二 運転免許の取消処分を受けたとき。

三 従事する業務において不適切な行為があったとき。

四 前三号に掲げるもののほか講習指導員等として不適切な行為があったとき。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。

(山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正)

2 山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成四年山梨県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「道路交通法」の下に「(昭和三十五年法律第百五号)」を加え、同号を同条第一号とし、同条第四号を同条第一号とする。

別表

資格認定申請における添付書類

添付する書類	免許関係事務		講習業務
		仮免許試験事務 認知機能検査	
定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類	○	○	○
役員の氏名及び住所を記載した書類	○	○	○
業務に従事させる者の氏名及び住所を記載した書類並びに資格を証する書類		○	○
業務を行うための施設・装備に関する書類		○	○
貸借対照表、損益計算書等の財務諸表	○	○	○
直近の納税証明書（法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料）	○	○	○
就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程	○	○	○

第1号様式

資格認定申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

㊟

次のとおり資格認定を申請します。

(ふりがな) 法 人 の 名 称	
主たる事務所の 所 在 地	
法 人 の 種 類	
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	

認定を受けようとする免許関係事務	認定を受けようとする講習業務

注 誓約書及び別表に掲げる書類を添付して申請すること。

## 誓約書

資格認定の申請に係る当法人等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を有しないもの
- 2 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指定を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 6 心身の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 7 道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに該当しない者(安全運転管理者等講習の資格認定を受ける者のみ)

山梨県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事務所の所在地)

(名称)

(代表者の氏名)

⑩

第3号様式

梨公委（ ）発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

資格認定通知書

資格認定申請のあった次の運転免許関係事務又は講習業務についての資格を審査した結果、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2又は第38条の3に規定する委託要件を満たすものと認められたので通知する。

認定する免許関係事務

認定する講習業務

梨公委 ( ) 発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

資格認定結果通知書

年 月 日付けの資格認定申請書については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

理 由

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山梨県公安委員会に対し、異議申立てをすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は、山梨県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

問い合わせ先

## 第5号様式

## 講習指導員等資格認定申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名

印

次の者について、講習指導員等の資格認定を申請します。

1	氏名	年 月 日生
	本籍	
	住所	
	免許証番号	
	講習の種別	
2	氏名	年 月 日生
	本籍	
	住所	
	免許証番号	
	講習の種別	
3	氏名	年 月 日生
	本籍	
	住所	
	免許証番号	
	講習の種別	
4	氏名	年 月 日生
	本籍	
	住所	
	免許証番号	
	講習の種別	

注1 「講習の種別」欄には、認定を受けようとする講習の種別をすべて記載すること。

2 資格要件を満たすことを証する書類を添付すること。

第 号

講習指導員等資格認定通知書

住所

氏名 殿

あなたの

としての資格要件を確認しました。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

第7号様式

申請事項変更届

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名



次のとおりの申請事項の変更を届出ます。

変更する事項	変 更 前	変 更 後	変 更 期 日
名 称			
主たる事務所 の所在地			
代表者氏名			
役員氏名			

※ 「変更する事項」欄は、該当する申請事項に○印を付すこと。

※ 変更後の事実を証する書面を添付すること。

資格認定を受けている免許関係事務	資格認定を受けている講習業務

梨公委 ( ) 発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

資格認定取消通知書

年 月 日付けの資格認定通知書により認定した（免許関係事務・講習業務）  
については、次の理由により取り消すこととしたので通知します。

理 由

- 資格認定基準に適合しなくなったと認めたため
- 偽りその他不正の手段により資格認定通知書の交付を受けたと認めたため
- 免許関係事務及び講習業務の遂行に当たり、不適正な事案があったと認めたため

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山梨県公安委員会に対し、異議申立てをすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は、山梨県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

問い合わせ先

梨公委 ( ) 発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

講習指導員等資格認定取消通知書

年 月 日付けの講習指導員等資格認定通知書により認定した

については、次の理由により取り消すこととしたので通知します。

理 由

- 講習指導員等の資格要件を欠くこととなったと認めたため
- 運転免許の取消処分を受けたと認めたため
- 従事する業務において不適切な行為があったと認めたため
- 講習指導員等として不適切な行為 ( )  
があったと認めたため

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山梨県公安委員会に対し、異議申立てをすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として(訴訟において山梨県を代表する者は、山梨県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならぬこととされています。

問い合わせ先

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番